

○新宿区立保育所条例

昭和36年3月30日

条例第7号

改正 昭和37年3月31日条例第11号

昭和37年11月30日条例第29号

昭和38年9月28日条例第16号

昭和39年10月1日条例第48号

昭和40年9月27日条例第25号

昭和40年10月1日条例第27号

昭和41年3月28日条例第4号

昭和41年10月1日条例第19号

昭和42年3月22日条例第6号

昭和43年4月1日条例第11号

昭和44年3月31日条例第8号

昭和45年3月26日条例第2号

昭和45年3月26日条例第3号

昭和45年6月23日条例第21号

昭和45年2月21日条例第34号

昭和46年3月16日条例第7号

昭和46年12月16日条例第27号

昭和47年3月31日条例第11号

昭和47年6月30日条例第27号

昭和48年3月14日条例第2号

昭和49年6月24日条例第19号

昭和49年12月19日条例第33号

昭和50年7月10日条例第35号

昭和51年3月31日条例第10号

昭和52年3月31日条例第14号

昭和52年6月21日条例第21号

昭和53年3月31日条例第10号

昭和53年6月30日条例第21号

昭和53年12月1日条例第32号

昭和56年4月1日条例第12号

(題名改称)

昭和56年11月30日条例第37号

昭和57年6月30日条例第15号

昭和58年3月24日条例第6号

昭和58年7月9日条例第24号

平成2年10月1日条例第37号

平成9年12月4日条例第31号

平成14年3月26日条例第16号

平成15年10月20日条例第62号

平成16年12月6日条例第59号

平成17年10月20日条例第62号

平成17年12月6日条例第74号

平成18年10月13日条例第56号

平成19年12月12日条例第68号

平成20年10月10日条例第52号

平成21年3月24日条例第25号

平成21年6月19日条例第49号

平成21年10月16日条例第60号

平成22年12月8日条例第60号

平成23年6月17日条例第28号

平成23年12月9日条例第41号

平成24年6月19日条例第46号

平成24年10月15日条例第60号

平成25年6月19日条例第35号

平成27年3月23日条例第20号

平成27年6月19日条例第44号

(名称及び位置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、新宿区立保育所

(以下「保育所」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
新宿区立弁天町保育園	東京都新宿区弁天町50番地
新宿区立大久保第一保育園	東京都新宿区大久保三丁目11番1号
新宿区立東五軒町保育園	東京都新宿区東五軒町5番24号
新宿区立長延保育園	東京都新宿区市谷長延寺町8番地
新宿区立富久町保育園	東京都新宿区富久町22番21号
新宿区立西早稲田保育園	東京都新宿区西早稲田一丁目9番30号
新宿区立高田馬場第二保育園	東京都新宿区高田馬場一丁目4番17号
新宿区立戸山第二保育園	東京都新宿区戸山二丁目18番101号
新宿区立早稲田南町保育園	東京都新宿区早稲田南町50番地
新宿区立早稲田南町保育園分園	東京都新宿区早稲田南町36番地
新宿区立百人町保育園	東京都新宿区百人町二丁目18番21号
新宿区立中落合第二保育園	東京都新宿区中落合二丁目7番24号

(昭56条例12・全改、昭56条例37・昭57条例15・昭58条例6・24・平2条例37・平9条例31・平14条例16・平15条例62・平16条例59・平17条例62・平17条例74・平18条例56・平19条例68・平20条例52・平21条例25・平21条例49・平21条例60・平22条例60・平23条例28・平23条例41・平24条例46・平24条例60・平25条例35・平27条例20・平27条例44・一部改正)

(事業)

第1条の2 保育所においては、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を行うほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 延長保育に関すること。
- (2) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下「一時保育」という。)に関すること。
- (3) 年末保育に関すること。
- (4) 休日保育に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事業

(平27条例20・追加)

(開所時間)

第2条 保育所(新宿区立富久町保育園(以下「指定保育所」という。))を除く。次条において同じ。)の開所時間は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める。

2 指定保育所の開所時間は、午前7時30分から午後10時30分までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 前項ただし書に定める場合のほか、第5条に規定する指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する開所時間を変更することができる。

(平17条例62・追加)

(休所日)

第3条 保育所の休所日は、規則で定める。

2 指定保育所の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

3 前項ただし書に定める場合のほか、第5条に規定する指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(平17条例62・追加)

(入所できる者)

第4条 保育所に入所できる者は、児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児又は同法第39条第2項に規定するその他の児童でなければならない。

(平17条例62・追加、平27条例20・一部改正)

(延長保育等の実施基準)

第4条の2 延長保育は、保育所に入所している児童について、規則で定める保育時間を超えて保育が必要な場合に行うものとする。

2 一時保育は、疾病、看護その他の規則で定める事由により、児童の保護者が一時的に保育することができない場合に行うものとする。

3 年末保育は、就労その他の規則で定める事由により、児童の保護者が年末に保育することができない場合に行うものとする。

4 休日保育は、就労その他の規則で定める事由により、児童の保護者が日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)(規則で定める期間内の日曜日及び休日を除く。)に保育することができない場合に行うものとする。

(平27条例20・追加)

(延長保育料等)

第4条の3 延長保育の実施に係る費用(以下「延長保育料」という。)の額は、次の各号に掲

げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 月額により延長保育の利用を承諾された場合 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額

(2) 日額により延長保育の利用を承諾された場合 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

2 一時保育の実施に係る費用(以下「一時保育料」という。)の額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、児童又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯(以下「生活保護世帯等」という。)に属する場合には、無料とする。

3 年末保育の実施に係る費用(以下「年末保育料」という。)の額は、日額3,400円とする。ただし、扶養義務者等が生活保護世帯等に属する場合には、無料とする。

4 休日保育の実施に係る費用(以下「休日保育料」という。)の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、扶養義務者等が生活保護世帯等に属する場合には、無料とする。

(1) 月額により休日保育の利用を承諾された場合 月額1万3,600円

(2) 日額により休日保育の利用を承諾された場合 日額3,400円

5 区長は、延長保育料、一時保育料、年末保育料及び休日保育料(以下「延長保育料等」という。)の額を決定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、扶養義務者等に通知しなければならない。

(平27条例20・追加)

(延長保育料等の納入)

第4条の4 扶養義務者等は、延長保育料等を規則で定める納期限までに納入しなければならない。

(平27条例20・追加)

(延長保育料等の減額)

第4条の5 区長は、特に必要があると認めるときは、延長保育料等の一部又は全部を減額することができる。

(平27条例20・追加)

(延長保育等に関する規則への委任)

第4条の6 第4条の2から前条までに定めるもののほか、対象児童、利用手続その他延長保育、一時保育、年末保育及び休日保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例20・追加)

(指定管理者による管理)

第5条 指定保育所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例62・追加)

(指定管理者が行う管理業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第1条の2(第3号を除く。)に規定する事業に関する業務
- (2) 指定保育所の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) その他指定保育所の管理に関し、区長が必要と認める業務

(平17条例62・追加、平27条例20・一部改正)

(公募及び申請)

第7条 区長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 指定保育所の事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類

(平17条例62・追加)

(選定の方法及び基準)

第8条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、指定保育所の管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、指定保育所を利用する者の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、指定保育所を利用する者へのサービスの向上を図るものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、指定保育所の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。

(4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(5) その他区長が指定保育所の指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

2 前条及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができる。

(平17条例62・追加)

(選定の結果の通知)

第9条 区長は、前条第1項の規定による選定を行つたときはすべての申請団体に、同条第2項の規定による選定を行つたときは当該選定の対象となつた団体に、速やかにその結果を通知しなければならない。

(平17条例62・追加)

(再度の選定)

第10条 区長は、第8条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を同条第1項の規定により選定した場合にあつては当該被選定団体を除く申請団体の中から同項の規定により、当該被選定団体を同条第2項の規定により選定した場合にあつては第7条及び第8条第1項の規定により、指定管理者となるべき団体を、再び選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となつたとき。

(2) 新たに判明した事実により、指定保育所の管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があつた場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(平17条例62・追加)

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(平17条例62・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行つたとき。
- (2) 第16条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(平17条例62・追加)

(協定の締結)

第13条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者は、指定保育所の管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 管理経費に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たつて指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (4) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
- (5) 第16条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (6) 指定保育所の管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
- (7) その他指定保育所の管理に関し、区が必要と認める事項

(平17条例62・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 事業報告書は、毎年度終了後60日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第16条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
- (2) 当該年度の指定保育所の利用状況
- (3) 当該年度の管理経費の収支状況
- (4) その他区長が指定保育所の管理の実態を把握するために必要と認める事項

(平17条例62・追加)

(管理業務等の報告の聴取等)

第15条 区長は、指定保育所の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(平17条例62・追加)

(指定の取消し等)

第16条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による指定保育所の管理を継続することが適当でないと認められるとき。

(平17条例62・追加)

(原状回復の義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(平17条例62・追加)

(損害賠償の義務)

第18条 指定管理者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平14条例16・旧第3条繰下・一部改正、平17条例62・旧第4条繰下・一部改正、平19条例68・一部改正)

附 則

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則(昭和37年3月31日条例第11号)

この条例は、新宿区規則により、区長が定める日から施行する。

(昭和37年3月31日規則第4号により、昭和37年4月1日から施行)

付 則(昭和37年11月30日条例第29号)

この条例は、新宿区規則により、区長が定める日から施行する。

(昭和37年11月30日規則第24号により、昭和37年12月1日から施行)

付 則(昭和38年9月28日条例第16号)

この条例は、区規則により、区長が定める日から施行する。

(昭和38年10月1日規則第23号により、昭和38年10月1日から施行)

付 則(昭和39年10月1日条例第48号)

この条例は、区規則により、区長が定める日から施行する。

(昭和39年11月10日規則第43号により、昭和39年12月1日から施行)

付 則(昭和40年9月27日条例第25号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年8月1日から適用する。

付 則(昭和40年10月1日条例第27号)

この条例は、区規則により、区長が定める日から施行する。

(昭和40年11月1日規則第5号により、昭和40年11月1日から施行)

付 則(昭和41年3月28日条例第4号)

この条例は、区規則により、区長が定める日から施行する。

(昭和41年4月30日規則第23号により、昭和41年5月1日から施行)

付 則(昭和41年10月1日条例第19号)

この条例は、区規則により、区長が定める日から施行する。

(昭和41年12月1日規則第36号により、昭和41年12月1日から施行)

付 則(昭和42年3月22日条例第6号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和42年6月1日規則第19号により、昭和42年6月1日から施行)

付 則(昭和43年4月1日条例第11号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和43年4月27日規則第17号により、昭和43年5月1日から施行)

付 則(昭和44年3月31日条例第8号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和44年6月27日規則第29号により、昭和44年7月1日から施行)

付 則(昭和45年3月26日条例第2号)抄

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則(昭和45年3月26日条例第3号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和45年4月20日規則第17号により、昭和45年4月20日から施行)

付 則(昭和45年6月23日条例第21号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和45年7月1日規則第32号により、昭和45年7月1日から施行)

付 則(昭和45年2月21日条例第34号)抄

1 この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

付 則(昭和46年3月16日条例第7号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和46年5月1日規則第28号により、新宿区北新宿保育園、新宿区西新宿保育園及び新宿区薬王寺保育園にかかる規定は、昭和46年5月1日から施行)

(昭和46年6月30日規則第33号により、新宿区東戸山第一保育園にかかる規定は、昭和46年7月1日から、新宿区早稲田保育園にかかる規定は、昭和46年8月1日から施行)

付 則(昭和46年12月16日条例第27号)抄

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

付 則(昭和47年3月31日条例第11号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

付 則(昭和47年6月30日条例第27号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和47年8月24日規則第43号により、昭和47年9月1日から施行)

付 則(昭和48年3月14日条例第2号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和48年3月31日規則第15号により、新宿区早稲田南町保育園及び新宿区西落合保育園にかかる規定は、昭和48年4月1日から施行)

(昭和48年5月30日規則第31号により、新宿区東戸山第三保育園にかかる規定は、昭和48年6月1日から施行)

附 則(昭和49年6月24日条例第19号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和49年9月1日規則第47号により昭和49年9月1日から施行)

附 則(昭和49年12月19日条例第33号)

この条例は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和50年1月17日規則第3号により、昭和50年2月1日から施行)

附 則(昭和50年7月10日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

ただし、施設名の変更に係る規定は、新宿区規則で定める日から施行する。

(昭和50年7月16日規則第56号により、昭和50年8月1日から施行)

附 則(昭和51年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月21日条例第21号)

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年6月30日条例第21号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

ただし、「東京都新宿区大久保三丁目11番1号」とあるのは、新宿区規則で定める日まで「東京都新宿区大久保三丁目12番1号」と読み替えるものとする。

(規則で定める日＝昭和53年9月20日規則第51号により、昭和53年9月30日)

附 則(昭和53年12月1日条例第32号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日条例第12号)

この条例は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年11月30日条例第37号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月30日条例第15号)

この条例は、昭和57年7月5日から施行する。

附 則(昭和58年3月24日条例第6号)

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年7月9日条例第24号)

この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則(平成2年10月1日条例第37号)

この条例は、平成2年11月5日から施行する。

附 則(平成9年12月4日条例第31号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月20日条例第62号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月6日条例第59号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成17年10月20日条例第62号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条から第10条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成17年12月6日条例第74号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月13日条例第56号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月12日条例第68号)

この条例は、平成20年3月31日から施行する。

ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月10日条例第52号)

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第25号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月19日条例第49号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月16日条例第60号)抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月8日条例第60号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月17日条例第28号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月9日条例第41号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日条例第46号)

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成24年10月15日条例第60号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月19日条例第35号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成25年9月30日規則第61号により、平成25年11月1日から施行)

附 則(平成27年3月23日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の3から第4条の5までの規定は、この条例の施行の日以後に行われるこの条例による改正後の第1条の2第1号から第4号までに掲げる事業について適用する。

附 則(平成27年6月19日条例第44号)

この条例中第1条の表新宿区立新宿第二保育園の項を削る改正規定は平成27年10月1日から、同表新宿区立早稲田南町保育園の項の次に次のように加える改正規定は平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第4条の3関係)

(平27条例20・追加)

区分		月額	日額
A階層及びB階層に属する世帯		0円	0円
C階層及びD階層に属する世帯	1時間延長	4,000円	400円
	2時間延長	6,000円	600円
	3時間延長	9,000円	900円
	4時間延長	11,800円	1,200円

備考 この表において「A階層」、「B階層」、「C階層」及び「D階層」とは、新宿区保育所保育料徴収条例(平成11年新宿区条例第48号)に基づく階層の区分によるものとする。

別表第2(第4条の3関係)

(平27条例20・追加)

区分	日額
指定保育所	2,300円
指定保育所以外の保育所	1,000円